

いしかわ縁結びイベント 実施要領

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）は、いしかわ縁結びイベント登録団体（以下「登録団体」という。）に登録した団体・企業等が、いしかわ縁結びイベント会員（以下「会員」という。）を対象とした婚活イベントを実施する際の要領を以下のとおり定めます。

1 イベントの企画について

- (1) 登録団体は、「いしかわ縁結びイベント実施要領」に基づき、当財団に登録している会員を対象とし、それぞれの特長を活かした婚活イベントを「いしかわ縁結びイベント」以下「イベント」という。）として企画・実施するものとします。また、イベントの開催にあたりやむをえない場合は、財団が認める場合に限り参加者を会員に限定しないことも可としますが、会員以外の参加者については、主催者の責任において、独身であることなど会員の登録条件や誓約書の内容等を確認することを条件とします。
- (2) イベントの主催者は登録団体とします。主催者として責任を持って実施できる内容と方法で企画してください。

2 イベント企画の登録について

- (1) イベントを実施しようとする企業等は、事前に登録団体として「いしかわ縁結びイベントシステム」（以下、「システム」という。）に申し込み、登録を完了する必要があります。（申し込みから完了までに約1週間程度必要です。）
- (2) 新規登録は、日程に十分な余裕を持って作成してください。なお、イベント当日、予告なく、当財団が実施状況を確認する場合があります。
- (3) 申込先・問い合わせ先は主催者としてください。また、問い合わせ先の電話番号はイベント当日にも必ず連絡できるものにしてください。

3 イベントの内容について

イベントの内容に関しては、財団との協議及び承認をもって最終決定してください。また、以下の要件を満たさない場合はあらかじめ財団に相談してください。

- (1) 参加対象者は、当財団に会員として登録している20歳以上で、県内在住・在勤の独身男女（石川県で結婚を考えている方を含む。）とすること。
- (2) 参加者同士に共通の話題や趣味のある方の会話が弾み、カップリングの確率が高く交際も順調に進みやすいことから、属性を追加して募集をすることについては認めます。
例：〇〇歳以上△△歳以下の男女、同じ趣味の方（スポーツ、文化活動等）
ただし、職業や住所地などの制限を設けたい場合は事前に財団に相談してください。
- (3) 当事業は、男女の出会いの場を提供する事業であるので、少なくとも一度は異性と1対1で挨拶・交流ができる機会を設け、カップリングを行うこと。また、カップリングの後の引き合わせ（連絡先の交換等のフォロー）については、登録団体が責任を持って行ってください。開催後、カップルについて報告をお願いします。

- (4) 参加する男女は原則同数とし、参加者数の変動が生じても対応できる内容としてください。
- (5) 最少催行人数を定め、参加申込者数が最少催行人数に満たない場合はイベントを中止し、速やかに当財団に報告するとともに、すでに参加の申込みがあった会員へ確実に連絡してください。最少催行人数は男女それぞれ2人以上とします。
- (6) 参加希望者との連絡で齟齬が生じないように、参加申込締切日とイベント実施日は、できるだけ10日以上空けてください。

4 イベントの情報発信及び参加申込受付について

- (1) イベントの情報は、財団ホームページに掲載するとともに、会員・メールマガジン登録者にメールにより配信します。イベント参加申込が少ない場合、メールマガジンの再配信の実施について当財団と協議してください。原則、イベント申込締切日の1週間前までに限り、1イベントにつき1回のみ、再配信の希望を受け付けます。
- (2) 主催者による告知・募集も可能です。チラシを作成したり、情報配信する場合は、申込先、問い合わせ先及び「いしかわ縁結びイベント登録団体事業」と明記し、システムによる受付方法等と会員登録が参加条件であることをお知らせください。財団が認めたイベントで会員以外を参加者とする場合、会員以外の方はシステムから申込みができないため、システムとは別に参加者の管理等を行ってください。
- (3) 参加を希望する会員は、財団Webサイトを通じてシステムにより申し込みます。
- (4) 主催者は、システムにより申込みがあった会員全員にイベント参加の可否を、責任を持って通知してください。

5 イベント実施経費と参加費について

- (1) イベント実施に要する経費は、全て主催者の負担となります。
- (2) イベント実施に際し、参加者から徴収する参加費は、本事業の趣旨を踏まえ適正な水準で設定願います。
- (3) 財団及び石川県からの助成や補助はありません。
- (4) 主催者の判断でイベントを中止した際に、事前振込等で参加費を徴収していた場合は、適切な方法で速やかに返金することとし、参加者の口座番号等は適正に管理してください。
- (5) キャンセル料を設定する場合は、キャンセル料発生の時期や適正に設定した金額（参加費を超える金額を設定することは禁じます。）などを、必ず参加者募集時から明記するとともに、キャンセル料の発生は参加確定後とするなど、社会通念上、理解が得られるようにしてください。

6 実施報告について

- (1) イベント終了後は、1週間以内にシステムにより報告書を作成してください。
- (2) 期限内に実施報告がない場合や参加者等からの苦情があった場合、次のイベントの情報配信はできないことがあります。

- (3) イベントがより効果的なものとなるように、財団ではカップリングされた方を対象として、事後に「交際フォロー」を行います。（2週間後、3ヶ月後、6ヶ月後、以降6ヶ月ごと）システムを使ったメールにより、交際状況の確認と、希望者に対しては「縁結びist（結婚支援ボランティア）」が相談等に応じることとします。

7 トラブルの対処と予防

安心・安全なイベントを実現するために、下記の対応をお願いいたします。

- (1) 受付の際には、本人確認の手段として、案内状（メールもしくは郵送。スマートフォンの画面やメールのプリントアウト等）を当日持参させ確認すること。併せて写真付き身分証明書（写真付き証明書がない場合は、2種類以上の公的証明書類）と併せて確認してください。
- (2) イベント当日は、参加者に誓約書に署名を求め徴収してください。また、問題行動のある会員がいた場合は、参加を拒否したり、退場を求めるなど、他の参加者の保護に努めてください。
- (3) 参加者間のトラブルについては、イベント開催前及び開催中は登録団体が対応し、開催後については、基本的に当事者間の解決にゆだねてください。事実を客観的に記録に残すため、トラブルがあった場合はトラブル連絡票に記入し、財団に報告してください。
- (4) 想定されるトラブルとしては、営業・勧誘活動、セクハラ行為、ストーカー行為などがあります。内容によっては犯罪に発展しかねないものも存在する可能性があるため、参加者には専門機関等への相談を促し、必要に応じ登録団体、財団、関係機関（県、警察等）等の間での情報共有にご協力をお願いします。
- (5) イベントにおける事件・事故については、主催者による対応となるため、万一に備え事前に保険等への加入を検討してください。

8 イベント実施における留意点

- (1) 出合いを求める独身男女が安心して参加できる内容とし、公序良俗に反する内容、過度な演出等、社会通念に照らして適当でないと思われる内容は含まないでください。
- (2) イベントを安全に実施するための施設・設備等の環境の確保や、運営上の必要な配慮を行うとともに、イベントの実施にあたっては周辺環境への必要な配慮を行い、事故防止に万全を期してください。
- (3) 特定の商品の販売・販売等の斡旋・当事業以外の事業への勧誘を行うなど、当事業の趣旨を逸脱する活動及び宗教活動、政治活動を禁止します。
- (4) イベントでアルコールを提供する場合は、参加者が節度を失わないように留意するとともに、飲酒運転防止について厳重に注意喚起してください。
- (5) イベントの実施にかかる参加者等からの苦情等については、責任を持って速やかに対応してください。
- (6) 財団はイベント参加申込者の人数確保については保証しません。
- (7) 登録団体がシステムを利用せずに男女の出合いを目的としたイベントを開催する場合は、参加者の誤解を招かないよう、「いしかわ縁結びイベント」として行うイベントと明確に区別すること。また、「いしかわ縁結びイベント」や財団の名称を利用しないで

ください。財団はいしかわ縁結びイベント以外のイベントについて、メール配信やホームページの掲載等を行いません。

9 個人情報の保護について

- (1) 個人情報保護に関する法律及び「いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領」を遵守し、個人情報はイベントの連絡以外には利用しないこと。
- (2) イベント参加者の個人情報は、主催者の責任のもとに厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。
- (3) 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず一切の問い合わせに答えないこと。
(参加者間の個人情報の交換については、自己責任において行わせること。)
- (4) イベント終了後は、収集した個人情報等は適切に破棄（個人情報破棄証明書により報告すること）又は財団に返却すること。
- (5) イベントで知り得た会員の氏名・連絡先等を当該イベント事業の目的以外に利用しないこと。
- (6) イベント参加者に対しイベント内での連絡先交換を促すとともに、イベント終了後に交換をした個人情報を第三者に伝えるなど別の目的に利用しないよう、注意を促すこと。

10 問い合わせ先

<事業全般、募集・応募・イベントの実施に関すること>

(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団 いしかわ結婚支援センター

TEL :076-255-1535 E-mail:event@i-oyacom.net

<結婚支援事業関係について>

石川県健康福祉部少子化対策監室

TEL :076-225-1494

<ストーカー関係について>

警察相談専用電話 TEL:「#9110」

最寄の所轄警察署もしくは石川県警察本部人身安全・少年保護対策課

TEL :076-225-0110

<デートDV、DV関係について>

(面接相談)

石川県女性相談支援センター(石川中央保健福祉センター福祉相談部内)

TEL :076-223-8655

(電話相談)

DVホットライン

TEL:076-221-8740

<悪質商法勧誘等について>
消費者ホットライン(全国共通)
TEL : 188(いやや!)
石川県消費生活支援センター
TEL : 076-255-2120

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。